

# 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則

(昭和50年10月20日  
厚生省令第37号)

改正 昭60厚令34

(合理化事業計画に定める事項)

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「法」という。）第3条第2項の厚生省令で定める事項は、合理化事業計画の目的及び期間とする。

(合理化事業計画の承認の基準)

第2条 法第3条第3項（法第4条第2項において準用する場合を含む）の規定による厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 当該合理化事業計画（法第3条第1項の承認を受けた合理化事業計画を変更しようとする場合にあっては、当該変更後の合理化事業計画とする。以下この条において同じ。）における下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しが適確であること。
- 2 前号の見通しに照らし、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を図るため、当該合理化事業計画に定める合理化事業を実施することが必要であり、かつ、当該合理化事業の内容及び実施時期が適切であること。
- 3 当該合理化事業計画に定める合理化事業が確実に実施できるものであること。

(合理化事業計画の承認の申請)

第3条 法第3条第1項の規定により合理化事業計画の承認を受けようとする市町村（特別区の存する区域にあっては、都とする。以下同じ）は、申請書に次に掲げる書類又は図面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき定めた計画の内容を明らかにする書類及び図面並びに同法第7条第1項若しくは浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定に基づき行った許可に係る事項を明らかにする書類又は当該市町村とし尿処理業を行う者との委託契約の内容を明らかにする書類
- 2 当該合理化事業計画を定める事由が下水道の整備である場合には、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画の内容を明らかにする書類及び図面（公共下水道の配置及び能力、予定処理区域並びに工事の着手及び完成予定年月日に係る部分に限る）、同条同項の規定に基づく許可を受けたことを証する書類並びに同法第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む）の規定に基づき公示された事項を明らかにする書類及び図面
- 3 第2条第1号の見通しが適確であることを明らかにする書類及び図面（前2号に掲げるものを除く）
- 4 その他当該合理化事業計画の内容を明らかにするために必要な書類又は図面

(合理化事業計画の変更の承認の申請)

第4条 法第4条第1項の規定により合理化事業計画の変更の承認を受けようとする市町村は、申請

書に次に掲げる書類又は図面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 当該合理化事業計画に定める合理化事業の実施状況を明らかにする書類及び図面
- 2 前条各号に掲げる書類又は図面に変更があった場合には、その変更の内容を明らかにする書類又は図面
- 3 その他当該合理化事業計画の変更の内容を明らかにするために必要な書類又は図面  
(転換計画の認定等)

第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画（以下「転換計画」という）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業の転換の内容
  - 2 事業の転換の実施時期
  - 3 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項
  - 4 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
  - 5 その他事業の転換に関し重要な事項
- 2 市町村長（特別区の存する区域にあっては、都知事とする。以下同じ）は、法第7条第1項の認定の申請があった場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 1 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画（法第4条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後の合理化事業計画）に適合するものであること。
  - 2 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。
  - 3 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。
- 3 法第7条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る転換計画を変更しようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の認定に準用する。
- 5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画（第3項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の転換計画）に従って事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなった場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかったときは、その認定を取り消すことができる。

(転換計画の認定の申請)

第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者（以下「事業者」という）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。

- 1 当該事業所（法人である場合に限る）の定款
- 2 当該事業者の最近3期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

(転換計画の変更の申請)

第7条 第5条第3項の規定により転換計画の変更の認定を受けようとする事業者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。

- 1 転換計画の実施状況を明らかにする書類
- 2 定款の変更があった場合には、その変更後の定款
- 3 前条第2号に掲げる書類

附 則

この省令は、公布の日〔昭和50・10・20〕から施行する。

附 則 〔昭60厚令34 抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という）の施行の日（昭和60年10月1日）から施行する。〔以下略〕